

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（新旧対照表）

改正後	現行
<p>【本編】</p> <p>IV IV-4 IV-4-2 主な着眼点 IV-4-2-7 その他 IV-4-2-7-2 特定信用事業代理業者に関する報告書の縦覧に係る留意事項</p> <p>準用銀行法第52条の50第2項及び信用事業命令第50条の25第5項に規定する特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省において閲覧が可能なこと、他の財務局長が許可を行った特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、許可を行った財務局において閲覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</p>	<p>【本編】</p> <p>IV IV-4 IV-4-2 主な着眼点 IV-4-2-7 その他 IV-4-2-7-2 特定信用事業代理業者に関する報告書の縦覧に係る留意事項</p> <p>準用銀行法第52条の50第2項及び信用事業命令第50条の25第5項に規定する特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、農林水産省において閲覧が可能なこと、他の財務局長が許可を行った特定信用事業代理業者に係る報告書の閲覧の申請があった場合は、許可を行った財務局において閲覧が可能なこと、及び特定信用事業代理業者のすべての営業所又は事務所には準用銀行法第52条の51第1項の規定による所属組合の説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。</p>

改正後	現行
<p>IV-5 所属組合 IV-5-2 主な着眼点 IV-5-2-3 特定信用事業代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項</p> <p>準用銀行法第52条の60に基づき貯金者等その他の利害関係人から特定信用事業代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。<u>その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。</u></p>	<p>IV-5 所属組合 IV-5-2 主な着眼点 IV-5-2-3 特定信用事業代理業者の原簿の閲覧に係る留意事項</p> <p>準用銀行法第52条の60に基づき貯金者等その他の利害関係人から特定信用事業代理業者に関する原簿の閲覧請求があったときは、<u>それが営業時間内である限り、原簿を汚損・破損するおそれがある場合、他の貯金者等に迷惑を及ぼすおそれがある場合等当該原簿の管理を含む当該所属組合の業務に支障を及ぼす場合などを除いては、原則として閲覧に応じる必要があることに留意する。</u></p>

附 則

この通知の改正は、令和〇年〇月〇日から適用する。